

施工条件明示事項

御代田町建設水道課

工 事 名：令和7年度 町単 道路新設改良事業

塩野区内 15 号線（2 工区）道路改良工事

工事場所：北佐久郡御代田町大字塩野 西二ツ石

工事の実施に当たっては、次の図書（最新版）に準用するものとし、記載のない項目については、本事項及び監督員との協議により決定するものとする。

「長野県土木工事共通仕様書」「長野県土木工事施工管理基準」「土木工事現場必携」

なお、上記については、長野県ホームページ（建設部・技術管理室）PDF 形式で掲載されている。

工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。なお、見積もりの際は、必ず現場確認をし、現場熟知の上で見積もりをすること。

〔特記仕様書（施工条件）〕

1. 工程関係

工期は、雨天・休日等を見込み、令和8年3月24日までとする。また、休日は日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

本工事は、発注者指定型週休2日工事の対象工事である。「御代田町週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。

ただし、年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）、夏季休暇3日間（8月13日から15日）は、週休2日の取り組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

現場着手時に、週休2日を実施する工事である旨を現場内に明示すること。また、明示が完了次第、監督員に報告し、確認を受けること。

工期中は、着手日（起工測量実施日又は現場事務所設置日）からしゅん工日（片付けが完了した日）までの週間工程表を毎週金曜日に監督員に提出すること。週間工程表は、当週の実施工程及び翌週の計画工程表を提出すること。

提出は直接提出又はEメールとする。

(kensetu@town.miyota.nagano.jp)

80%出来形図提出時には、提出までの週休2日工事の実施状況総括表、しゅん工までの計画工程表を提出すること。

週休2日工事実施通知及び週間工程表の提出が無い場合、週休2日工事実施の有無にかかわらず週休2日未達とし、経費率を調整する。

なお、上記については、長野県ホームページ（建設部・技術管理室）PDF 形式で掲載されている。（週休2日工事実施要領）

着工は耕作期間終了後とする。

2. 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について次の制約・条件があるため、事前に工程調整をすること。

制約事項	位置等	制約条件・内容
工事時間について		

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・工事自粛期間・JR 近接工事等）

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民とすること。

関係機関等	協議事項	内容	時期
自治会 地元区長、地元住民	工事説明 交通規制 方法	工事内容、施工方法、 交通規制、回覧文書の作成。	施工計画書作成後、速やかに実施すること。

（地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR 等）

※なお、協議結果は施工計画書、又は工事打合せ協議記録簿（様式任意）に記載し、提出すること。

地元区への工事案内については、打合せ協議記録簿と併せて監督員に提出し、必要部数を区長へ提出すること。

回覧日は毎月 10 日、25 日のため必ず配布、回覧を完了してから現場着手すること。

(3) 近接・競合工事・点在工事

本工事に近接して下記の工事が実施されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工事・工事内容等	影響箇所	備考
御代田町	-	-	-	

近接工事及び点在工事において、同一規制区間内での工事となり、競争入札の結果、同一業者が落札した場合、変更契約時に諸経費調整するものとする。

(4) 部分供用

次の箇所（区間）については、部分供用を予定しているため、これに合わせ工程調整すること。

部分供用場所	時期	条件
No ～	令和 年 月 日から	

3. 施工計画

- (1) 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」特記仕様書及び現場条件等を考慮し、速やかに作成提出すること。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。
- (3) 起工測量を実施後、設計値との誤差及び予想出来形を提出のこと。設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提示すること。差異がない場合は、その旨を施工計画書に記載すれば別途の提出は不要とする。
- (4) 工事着手前には地元自治会への工事及び交通規制等の通知文の配布、予告看板、迂回路看板等の設置による通行者への広報を徹底した後、施工すること。
- (5) 着工前には近接する他工事関係者、地下埋設物管理者、公共交通機関等、十分協議の上、施工すること。
- (6) 工事着手前、又は契約完了後に、道路内の埋設物に関する

照会をすること。また、当該照会結果や対応状況をしゅん工書類等に添付すること。

- (7) 「長野県土木工事施工管理基準」に記載の品質管理上、必須とされる試験について実施し、報告すること。
- (8) 80%出来形予想図はしゅん工予定の 1 か月前に提出すること。また、提出時には、工事廃材のマニフェスト及び交通誘導員の集計表も添付すること。

4. 用地関係

- (1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と、立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (2) 境界杭の仮撤去・復旧や構造物の移転については、引照点等を設けるなど適切な管理をし、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し、了解を得た上で実施すること。
- (3) 境界杭の有無については、事前に調査し、必要に応じて記録に残すこと。また、既存境界杭については、工事完了後にすべて復旧すること。

5. 周辺環境保全関係

- (1) 工事に伴う騒音・振動・粉塵等に十分な対策を講じること。夜間施工時の騒音には、特に注意のこと。
- (2) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
- (3) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。
なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。
- (4) 住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は、速やかに対処すること。
- (5) 過積載防止関係
 - 1) 「土木工事現場必携」で定める過積載防止対策に添

って必ず対策をすること。

- 2) 取引メーカー業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
- 3) 対策について、施工計画書(施工方法)に具体的に記載すること。
- 4) 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理の上、しゅん工時に提出すること。
- 5) 工事現場において過積載車両等が確認された場合は、速やかに改善をするとともに発注者にその内容を報告すること。

6. 安全対策関係

- (1) 工事に伴い交通管理(歩行者、車両など)には十分な配慮をし、第三者に被害を及ぼさないよう安全対策について十分対策を講じること。
- (2) 本工事における交通誘導員の数量は、次のとおりである。近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請、又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

種 類	配置総数	日 数	施工時間	備 考
交通誘導員 B	-人	-日		

交通整理員の配置計画は、施工計画書-10 交通管理に示すこと。

- (3) 現場解放時の安全管理には十分注意すること。状況写真をしゅん工書類に添付すること。
- (4) 重機操作中の労働災害や工事車両等の出入りに伴う公衆災害防止に努めること。
- (5) 地下埋設物周辺の掘削に際しては、人力にて先掘り確認後、施工すること。
- (6) 全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を

すること。

- (7) 工事現場における工事看板の標示方法等について、平成 18 年 3 月 31 日付け国道利第 37 号国道国防第 205 号の通達に準ずること(土木工事現場必携共 8-65 参照)。

7. 工事用道路関係

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分にし、事故・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形復旧すること。

8. 仮設備関係

(1) 任意仮設

任意仮設の場合は現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について請負業者において検討した上、請負業者の責任において決定し、施工するものとする。

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において必要と認められるときは、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項

(2) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項

9. 使用材料関係

(1) 材料の承認

工事で使用する主な材料は、「材料承認願」により監督員の承認を得ること。なお、一括承認済の資材については、

確認不要である。

再生クラッシュランについては、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

10. 残土・産業廃棄物関係

- (1) 残土については、任意処分とする。残土処分先の写真をしゅん工時に提出すること。
- (2) 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。
- (3) 産業廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理し、関係書類を提出のこと。
- (4) マニフェストは各種類 2 台分の写しを提出のこと（最初と最後の車両分とし、A + B 2 表・D + E 表で A 4 版に縮小コピーする）。
- (5) 建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル法に基づき、関係書類を提出すること。
- (6) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離等
任意	任意	2.0km 以内

* 処分地については、原則変更対象としない。

(7) 特定建設資材に関する事項

種 別		処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		山浦建材（小諸市）	設計書に明記
セメントコンクリート塊	無筋	山浦建材（小諸市）	-
	鉄筋	-	-
	二次製品	-	設計書に明記
スクラップ		-	-

* 処理場名は、積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

* 処理場については、原則変更対象としない。

(8) 産業廃棄物に関する事項

種別	処理場名	備考
木くず（伐根・伐採材）	東海電設（佐久市）	-

* 処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

* 処理場については、原則変更対象としない。

(9) 再生資源利用等実施書の提出

施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。提出様式は次のいずれかにより作成し、実施書のデータは電子納品すること。対象は数量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

- ① COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用した様式
- ② CREDAS を利用した様式（従来の様式）
- ③ 建設リサイクル報告様式（EXCEL） ※国土交通省 HP よりダウンロード

(10) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

11. 品質・技術関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンズへの登録

請負者は、受注時、又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正

時に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土日・祭日・年末年始を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（3）コンクリートの品質管理

50 m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。

なお、同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務が可能であり、また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は、兼務が可能である。発熱などによるひび割れ防止のため、「長野県土木工事共通仕様書」の規定に従い、散水養生など適切な養生をすること。

12. 工事現場の環境改善について

（1）目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

（2）現場環境改善の実施内容について

- ① 現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙 1「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前まで

に受発注者協議により決定するものとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を選択することとする。

- ② 現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。

- （3）工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

13. 工事支障物件等

- （1）監督員に確認の上別途指示を受けること。

- （2）支障物件については工事着手前に支障物件管理者と保護方法等、協議をすること。また、協議内容を監督員に報告すること。

14. 排水工（濁水処理を含む）関係

降雨時に濁水が路面等に流れ出さないように適切な措置を講ずること。

15. 薬液注入関係

なし

16. その他

（1）火災保険等について

請負者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書の定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他保険に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、その証券、又はこれに代わるものの写しを現場着手前に監督員に提出する（建設工事請負契約書第 51 条）。

（2）変更請負額について

設計変更に伴い算出する請負額は、次式の請負比率により算出する。

$(\text{変更請負額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額})$
(千円以下切り捨て)

(3) 特記事項

- 1) 境界杭は、請負者で復旧すること。
- 2) 監督業務の一部を別途、公益財団法人長野県建設技術センターが実施するので、該当現場技術員が監督員に代わって施工上必要な指示承諾及び協議並びに審査・立会い・検測・観察等を行う際は、その事務に関する限りにおいて監督員と同様に取り扱わねばならない。請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

(4) 施工について

高さ管理として、新設舗装の高さを既設構造物へ摺り付けること。

着手前に起工測量を実施し、計画縦横断勾配と既設構造物との高低差を現場で確認すること。起工測量の結果と計画縦横断勾配に著しい差が生じた場合は別途協議を行うこと。

~~横断勾配は既存横断勾配と同じにすること。~~

[ダンプトラック等による過積載等の防止について]

1. ダンプトラック等による過積載等の防止について、次の事項徹底すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (2) 過積載をしている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(4) さし柵装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。更に工事現場に出入りすることのないようにすること。

(5) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載をし、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等（ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会）の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(8) 下請契約の相手方、又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(9) 以上の項目につき、下請契約における受注者を指導すること。

2. 過積載による違法運行について背後責任があるとして建設業者が逮捕、又は起訴されたことを知った場合は、当該建設業者の指名停止措置を講ずる。

3. 工事現場において、過積載車両、さし柵装着車、不表示車を発見され改善措置を命じられたら、改善結果の報告をすること。

[安全管理の実施について]

1. 安全、訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業者全員の参加により、工

事期間中月あたり半日以上の時間を割り当てて、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等、又は工事報告（工事月報）に記録し報告するものとする。

〔建設業退職金共済制度について〕

1. 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
2. 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付する、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
3. 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後 1 ヶ月以内に監督員に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書

を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

4. 建設業者は、3 の申し出をした場合は、請負代金額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した際には、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、3 の申し出をした場合、又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
5. 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
6. 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
7. 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

〔建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について〕

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

〔建設工事の適正な施工の確保について〕

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に違反する一括下請負その他の不適切な形態の下請契約を締結

しないこと。

2. 建設業法第 26 条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
3. 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者、又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
4. 1、2 及び 3 のほか、建設業法等に抵触する行為をしないこと。
5. 請負金額 5,000 万円以上の工事、及び「土木工事共通仕様書（段階検査一覧表）」にて明示されている重要構造物の工事、また、契約検査課長が必要と認めた工事については、工事の施工過程において適正な契約の履行を確保するため、契約検査課工事検査係にて中間検査（施工体制、安全管理、不可視部分の確認等）を実施する。

※重要構造物とは、次のとおり。

- ・ 函渠工（樋門・樋管含む）
- ・ 躯体工（橋台）
- ・ RC 躯体工（橋脚）
- ・ 橋脚フーチング工
- ・ RC 擁壁
- ・ 砂防ダム
- ・ 堰本体工
- ・ 排水機場本体工

- ・ 水門工
- ・ 共同溝本体工

6. 請負者は、下請契約がある場合は施工体制台帳・施工体系図を作成し、工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳には、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に基づき下請負に係る請負契約書等の写しを添付しなければならない。

[労働福祉の改善等について]

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

[排ガス対策型建設機械について]

1. 本工事は、御代田町環境配慮指針適用工事とする。
2. 本工事において次に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
3. 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
4. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影をし、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則とする機種

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイブローハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、リバーササーキュレイションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・除雪グレーダー3.1 3.7 4.0 4.3・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。（閲覧設計書等で2次基準値と表示してある機種については、2次基準値を標準とする工種である）

〔暴力団員等からの不当要求に対する報告〕

請負者は、当該契約の履行に当たって、暴力団員、又は暴力団関係者（御代田町暴力団排除条例（平成24年御代田町条例第17号）第2条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、市へ報告することその他必要な措置を講ずるようにならなければならない。